附則別表第５の３（附則第６条関係）　費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
［略］		
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
１回線当たり接続関連事務費	0	円／回線
管理共通費比率	0.1506	—
［略］		

附則別表第５の３（附則第６条関係）　費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
［同左］		
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
１回線当たり接続関連事務費	0	円／回線
管理共通費比率	0.1506	—
［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。ただし、第一条中電気通信事業法施行規則第二十四条の四第二項及び様式第十八の改正規定並びに第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条及び第二百七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条及び第百一条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項及び第四十五条の二、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条及び第八十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第八十六条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（協会に対する情報の提供）	（協会に対する情報の提供）
第二条の六　法第五十一条の二の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。	**第二条の六**　法第五十一条の二の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十条、第三十一条及び第三十五条に規定する適用事業所の事業主に係る届出又は申請に関する事項	一　第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十条、第三十一条及び第三十五条に規定する適用事業所の事業主に係る届出又は申請に関する事項
二～六　（略）	二～六　（略）